

## 📄📄 期間入札公売会の注意事項 📄📄

### ① 入札時の注意事項

公売期間中(令和6年11月5日(火)～令和6年11月15日(金)午前9時から午後5時、ただし、11/9(土)、11/10(日)は除く)、必要入札書類は、書留郵便などによる郵送(郵送料は入札者の負担となります。)での入札、または篠栗町役場 1 階 収納課 窓口にて入札箱の設置を行っていますので、来庁のうえ入札してください。

※入札は、来庁の場合、令和6年11月15日(金)午後5時までに入札箱に入札。

郵送の場合は、令和6年11月15日(金)必着とします。

郵送につきましては別紙の「郵送による入札(期間入札)の概要」をご参照ください。

○入札を希望する売却区分番号の入札書に次の事項を記載し、入札書提出用封筒に封入して提出してください。

- ① 入札する日付
- ② 入札される方の氏名及びふりがな(法人の場合は商業登記簿上の名称)
- ③ 住所  
個人の場合…住民登録上の現住所地  
法人の場合…商業登記簿上の所在地
- ④ 電話番号(開札時、確実に連絡がつくもの)
- ⑤ 入札価格

※入札書を書き損じたときは、訂正しないで新しいものを使用してください。

※一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。

※同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。2枚以上提出した場合は入札書の全てが無効となります。

### ② 参加資格

次の事項に該当する方は入札に参加すること及び公売財産を買い受けることはできません。

- ア 買受人の制限(滞納者本人、徴収吏員)、公売参加者の制限(適正な公売実施を妨げる行為をする人)等により買受人となることができない者。(国税徴収法第92条、同108条)

イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合でこれらの資格を有しない者。※未成年の方の参加については、保護者の同意書が必要となります。

### ③ 開札

開札は令和6年11月19日(火)午前10時に篠栗町役場3階 会議室で職員立ち会いのもと行います。入札者の方が立ち会うことも可能です。

売却区分番号ごとに、入札価格が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の『入札価額』欄に記載された金額により行います。

最高価申込者に決定した方には、その旨を、開札後にお電話にてお知らせします。

### ④ 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合(同額入札の場合)には、その方同士により追加入札を行います。

追加入札は、令和6年11月20日(水)午前10時に最高価申込者となるべき方に篠栗町役場へお越しいただき行います。

追加入札の価格がなお同額の時は、『くじ』で最高価申込者を決定します。

最高価申込者となるべき方が一人しかお越しにならない場合は、お越しいただいた方を最高価申込者とします。ただし、最高価申込者となるべき方が一人もお越しにならない場合は、公売担当職員による『くじ』で最高価申込者を決定します。

※追加入札の価格は、当初入札価格以上でなければなりません。

※入札をするべき方が入札をしなかった場合、または入札価格が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売会への参加を制限し、入札させないことがあります。

### ⑤ 売却決定および買受代金の納付

最高価申込者は、買受代金を令和6年11月26日(火)の午後3時までに、篠栗町 収納課から発行した納付書で買受代金の全額をお支払いください。お支払いは、現金一括のみとします。

買受納付期限までに全額の納付されたことを篠栗町で確認する必要があります。

期限内に領収書を篠栗町役場 収納課窓口にご提示ください。

※納付期限までに全額の納付が確認できない場合は、売却決定を取消します。

## ⑥ 車両の名義変更にかかる必要書類について

公売代金納付期限までに下記の必要書類を篠栗町役場 収納課に提出してください。

(ア) 買受人が個人の場合⇒公的機関が発行した住民票または印鑑登録証明書

(※3か月以内に発行されたもの)

買受人が法人の場合⇒法人の商業登記簿謄(抄)本または登記事項証明書もしくは印鑑登録証明書(※3か月以内に発行されたもの)

(イ) 自動車検査証記入申請書(軽自動車検査協会の指定する軽第1号様式または軽専用第1号様式:OCRシート)

※管轄の軽自動車検査協会事務所もしくは軽自動車協会のホームページにて取得してください。(詳細については、管轄の軽自動車協会にて確認してください。)

※必要事項を記入し押印(個人の場合は認印・法人の場合は代表者印)をしてください。

(ウ) 軽自動車税申告書

※取得先は管轄の軽自動車検査協会事務所にお問い合わせください。

※必要事項を記入し押印をしてください。

(エ) 自動車取得税申告書

※必要ない場合もあります。

※取得先は管轄の軽自動車検査協会事務所にお問い合わせください。

(オ) 保管依頼書 (※買受代金納付時に、公売財産の引渡を受けない場合)

必要書類は、郵送(郵送料は買受人の負担)もしくは直接篠栗町役場 収納課に持参してください。

買受人ご本人以外(代理人)が買受代金の納付及び財産の引取りを行う場合

→「⑧代理人が落札後の手続きを行う場合」をご確認ください。

## ⑦ 名義変更について

(ア) 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

(イ) 篠栗町の案内にしたがって、公売財産を引き取ってください。

(ウ) 篠栗町は、代金納付期限までに買受代金全額の納付を確認できた場合、公売参加申込

時に入力された内容及び提出された書類をもって名義変更を行います。

名義変更は、原則、住所地の軽自動車検査協会事務所にて篠栗町が行いますが、遠隔地等の理由により買受人に行っていただく場合があります(当町から行政書士等に代書を依頼する場合があります。その際の費用は買受人の負担となります。)

(工) 名義変更手続きにともない、行政書士等に代書を依頼する場合があります。その際の費用は買受人の負担となります。

引き渡し時に車検証の有効期限が切れている場合、買受人ご自身で車検等を行っていただくこととなります。

公売財産の引渡は、原則として篠栗町役場内(福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号)で行いますが、物件によっては町が指定する場所で行う場合もあります。

買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。公売終了後、篠栗町役場ホームページより印刷して必要事項を記入・捺印のうえ、篠栗町に提出してください。

(オ) 公売財産が篠栗町以外の者に保管されているときは、買受人は篠栗町から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、篠栗町から買受人に対して公売財産の引渡は完了したこととなります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、篠栗町はその現実の引渡を行う義務を負いません。

## ⑧ 公売財産の引渡し

一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

公売財産の引き取りの際、買受人の本人確認のため、下記(ア)の書面を提出してください。買受人が法人である場合には、商業登記簿抄本と代表者の方の下記(ア)の書面が必要です。

### (ア) 身分証明書

運転免許証、住民基本台帳カードなど、ご本人の写真が添付されており、現住所が記載されている書面をお持ちください。なお、免許証などをお持ちでない方は、住民票・印鑑証明書などの住所地を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類をお持ちください。買受人が法人の場合は、代表者の方の上記のものをお持ちください。

※「保管依頼書」が必要な場合は、篠栗町ホームページからダウンロードしてください。

※引渡しされる車両については、現況有姿での引渡しとなり、返品はお受けいたしません。

仕様書と現況が異なる場合、現況を優先します。また、篠栗町は当該車両についての契約不適合責任は負いません。

## ⑨ 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人(最高価申込者)本人が買受代金の納付または公売財産の引き取りができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

手続きの際には以下の書類を提出してください。買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金の納付または引き取りなどを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

### 【代理人が手続きを行う場合の必要書類】

- (ア) 委任状(買受人および代理人双方が署名し、双方の実印が押印されていることが必要)
- (イ) 買受人本人の印鑑証明書(発行後 3 か月以内のものに限ります。)
- (ウ) 代理人の印鑑証明書(※発行後 3 か月以内のものに限ります。)
- (エ) 代理人が篠栗町役場に直接持参する場合は、代理人の免許証(現住所記載ありのもの)など本人確認書面等



物品の引渡しは現況有姿で行います。返品はお受けできません。  
なお、篠栗町は公売財産について契約不適合責任は負いませんのでご了承ください。